

「（仮称）新鈴蘭台西町保育所新築工事設計業務」
 公募型簡易プロポーザル 参加表明書評価要領

1. ヒアリング対象事業者の選定方法

- (1) ヒアリング対象事業者は、本要領に基づいて参加表明書の評価を行い、その評価を参考にして、外注委員会の審議により選定します。
- (2) 参加表明書の評価は、下記のとおりとします。
- (3) 各評価項目は、本要領に基づいた評価基準により予め事務局で評価を行い、外注委員会に提出します。
- (4) 評価点の計算は、配点×評価係数とします。
- (5) 以下の項目に該当する場合は、評価点に所定の係数を乗じた点数とします。

- ・ 本店の所在地

評価項目	評価事項	係数
本店の所在地	神戸市内に本店を置く場合	1.0
	上記以外の場合	0.9

※設計共同体で応募する場合、一級建築士を有する代表設計事務所または構成設計事務所の本店が神戸市内にあり、当該事務所の業務分担率が30%以上のとき、本店の所在地を神戸市とみなします。なお、ここでいう業務分担率は、委託料の配分割合と同義です。

2. 事務所の実力

- (1) 同種又は類似業務実績（様式 24）

同種又は類似業務実績は、平成22年4月以降の実績とし、次のとおり評価します。記載する件数は5件以内とします。

（設計業務の完了年月日が平成22年4月以降であり、参加表明書提出期限日において施工中又は完成した施設の設計業務とします。）

評価項目	評価事項		実績係数
業務実績	同種	延べ面積が 500 m ² 以上の保育所 ^{※1} 又は幼保連携型認定こども園 ^{※2} 又は幼稚園 ^{※3} の新築・増築・改築 ^{※4}	1.0
	類似A	延べ面積が 500 m ² 以上の児童福祉施設 ^{※5} の新築・増築・改築	0.7
	類似B	公共機関等 ^{※6} が発注する、200 m ² 以上かつ木造の建築物（非住宅に限る）の新築・増築・改築	0.5

※1 保育所とは、児童福祉法第 39 条第 1 項に定める施設とします。

※2 幼保連携型認定こども園とは、児童福祉法第 39 条の 2 第 1 項に定める施設とします。

※3 幼稚園とは、学校教育法第 22 条に定める施設とします。

※4 増築または改築の場合、対象となる延べ面積は、増築または改築部分とします。

※5 児童福祉施設とは、児童福祉法第 7 条第 1 項に定める施設とします。

※6 公共機関等とは、国（日本）、地方公共団体とします。

※同一施設は基本・実施設計が別契約である場合も 1 件の実績とします。

※事務所の実績は、各実績の実績係数を合計したものを 5（4 件以下のものについても 5 とする）で除した値（小数点第 3 位を四捨五入）を評価係数とします。

(2) 技術者数 (様式 23)

評価項目	評価事項	評価係数
技術者数	換算技術者数 20人以上	1.0
	10～19人	0.9
	9人以下	0.8

換算技術者数 = Σ (技術者数 × 技術者資格係数)。

資格係数：構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、第一種電気主任技術者、技術士は1.0、一級建築士、建築積算士、建築設備士、第二種電気主任技術者は1.0、その他は0.5とします。

※協力事務所の人数は技術者数に含みません。

(3) 有資格者数 (様式 23)

評価項目	評価事項	評価係数
技術者数	平均資格係数 0.80以上	1.0
	0.79～0.60	0.9
	0.59以下	0.8

平均資格係数 = 換算技術者数 ÷ 技術者数

※協力事務所の人数は技術者数に含みません。

3. 技術者の経験及び能力

(1) 専門分野の技術者資格 (様式 25 及び様式 26-1) 下表により評価します。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
意匠	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	設備設計一級建築士 技術士 第一種電気主任技術者	1.0
	建築設備士 一級建築士 第二種電気主任技術者	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	その他	0.2
機械	設備設計一級建築士 技術士	1.0
	建築設備士 一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	その他	0.2
積算	一級建築士 建築積算士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2

(2) 同種又は類似業務の実績の有無（様式 25 及び様式 26-1）

管理技術者及び各担当主任技術者（積算担当主任技術者は除く）について、過去の実績2件を次のとおり評価します。

① 業務実績

2. (1) 事務所の同種又は類似業務実績と同様に評価します。

※管理技術者及び各担当主任技術者の実績については、以前に所属した事務所での実績も可としますが、その旨を明記してください。

② 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の 係数	主任技術者の 係数
管理技術者又はこれに準ずる立場	1. 0	1. 0
担当主任技術者又はこれに準ずる立場	0. 4	1. 0 ※
担当技術者の立場	0. 2	0. 4 ※

※各担当主任技術者及び各担当技術者の実績については、本業務と同分野での実績のみ評価する。

③ 実績の評価

各実績ごとに①×②を算出した値を同種又は類似業務の実績の評価係数とします。

(3) 手持業務の状況（様式 25 及び様式 26-1）

令和 3 年 4 月 1 日以降に業務の履行期間が重なるものについて評価します。積算担当主任技術者は評価しません。

評価項目	評価事項	評価係数
繁忙度	手持ち業務が 1 件以下	1. 0
	手持ち業務が 2 件	0. 6
	手持ち業務が 3 件以上	0. 2

4. 若手技術者の登用（様式 26-2）

本業務の実施にあたり、令和 2 年 4 月 1 日時点における 40 歳未満の若手技術者を積極的に登用しているものについて評価します。

評価項目	評価事項	評価係数
若手 技術者数	40 歳未満の若手技術者の数 各分野※ごとに 1 人以上	1. 0
	40 歳未満の若手技術者の数 5 人以上	0. 8
	40 歳未満の若手技術者の数 3～4 人	0. 5
	40 歳未満の若手技術者の数 1～2 人	0. 3
	40 歳未満の若手技術者の数 0 人	0

※各分野の担当主任技術者との重複は可としますが、管理技術者との重複は評価しません。

※協力事務所の若手技術者についても評価に含みます。